

平成 30 年 6 月 25 日

公益社団法人日本実験動物協会

国と特に密接な関係がある公益法人への
該当性について（公表）

当法人は、平成 20 年 12 月 31 日に施行された改正
国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者
が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に
届出を行うことが必要な「国と特に密接な関係がある
法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電話 03-5215-2231（直通）

FAX 03-5215-2232

電子メール jsla@nichidokyo.or.jp